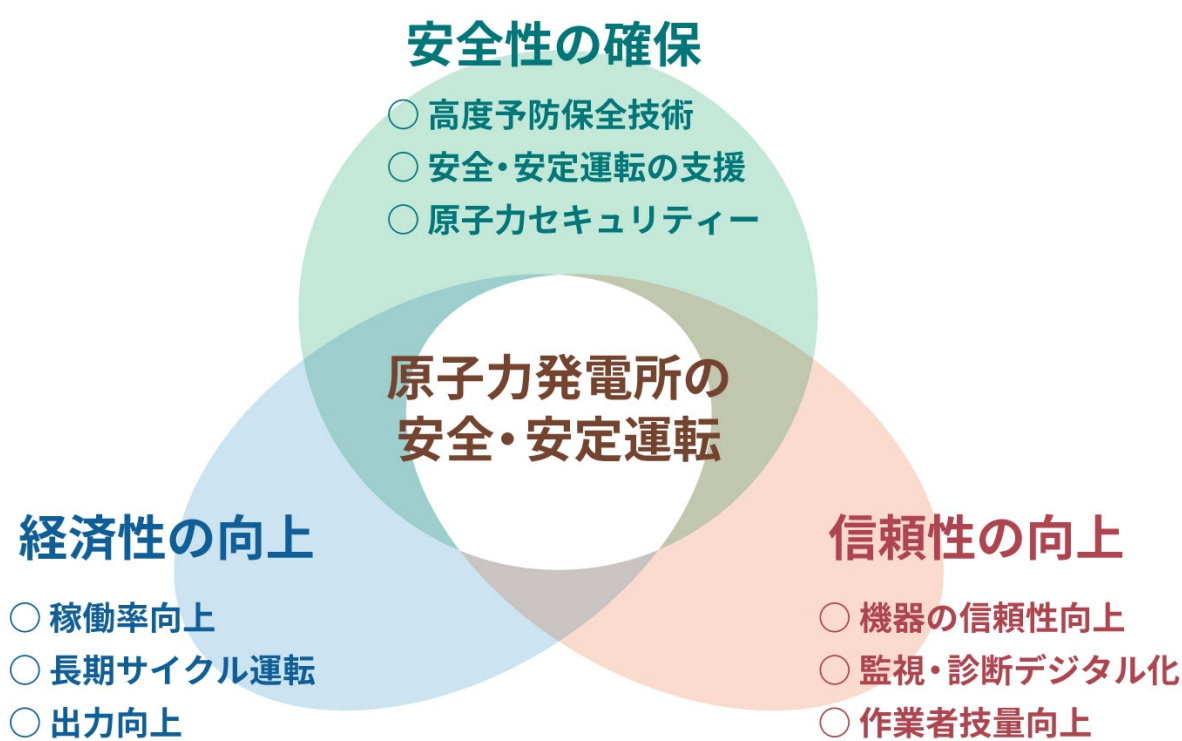


保全高度化への取り組み



脱炭素社会の実現に向けた法改正により、原子力発電所の運転期間は従来の40年を基本としながらも、60年を超えて運転できるようになりました。そして運転開始から30年を経過すると、10年ごとに技術的評価を行い、長期施設管理計画の策定と認可取得が義務付けられています。

こうした制度のもと、原子力発電所を長く安全に運転するために、設備の点検や修理をより精密に行う高度な保全技術が導入されています。原子炉をはじめとする高温・高圧の環境にさらされる設備では、配管の摩耗や絶縁体のひび割れなどの劣化が発生します。そのような経年変化や異常を運転中に早期発見できるよう、ITを活用した常時監視システムが開発されています。

また、作業者の被ばくを低減するために、ロボットを用いた遠隔操作の導入も進んでいます。劣化の状況を的確に把握し、新たな技術を備えた装置へ更新することで、原子力発電所全体の性能維持が可能となります。

関連リンク

予防保全 [🔗](#)